明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔省　令〕

○法人税法施行規則の一部を改正する省令（財務四〇）　一
○租税特別措置の適用状況の透明化等に関する法律施行規則の一部を改正する省令（同四一）　一〇〇

省令

○**財務省令第四十号**

法人税法（昭和四十年法律第三十四号）を実施するため、法人税法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和二年四月十日

財務大臣　麻生　太郎